

山梨県公報

号外第三十八号

令和七年

十月二十三日

木 曜 日

目 次

○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第四十八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「広聴広報監」の下に「、地域ブランド戦略監」を加える。

附 則

この規則は、令和七年十月二十四日から施行する。

山梨県規則第四十九号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項の表広聴広報グループの項の次に次のように加える。

地域ブランドグループ

地域ブランド戦略監

第十四条の二第三項中「広聴広報監」の下に「、地域ブランド戦略監」を加える。
別表第一の一の表高度政策推進局の部に次のように加える。

地域ブランドグ

ブランドプロモーション（山梨県の魅力を高め、地域及び経済の活性化につなげる取組をいう。）に関すること。

別表第一の一の表新価値・地域創造推進局の部新事業・地域ブランド課の項中「新事業・地域ブランド課」を「新事業チャレンジ推進課」に改め、第三号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に新事業・地域ブランド課に勤務する者のうち、別に発令されない者は、新事業チャレンジ推進課に勤務を命ぜられたものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番